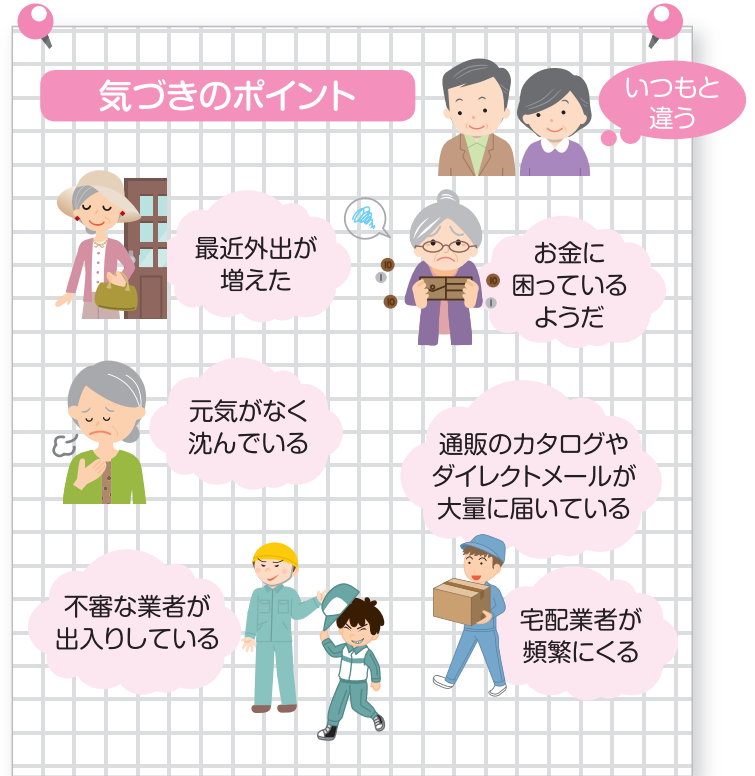
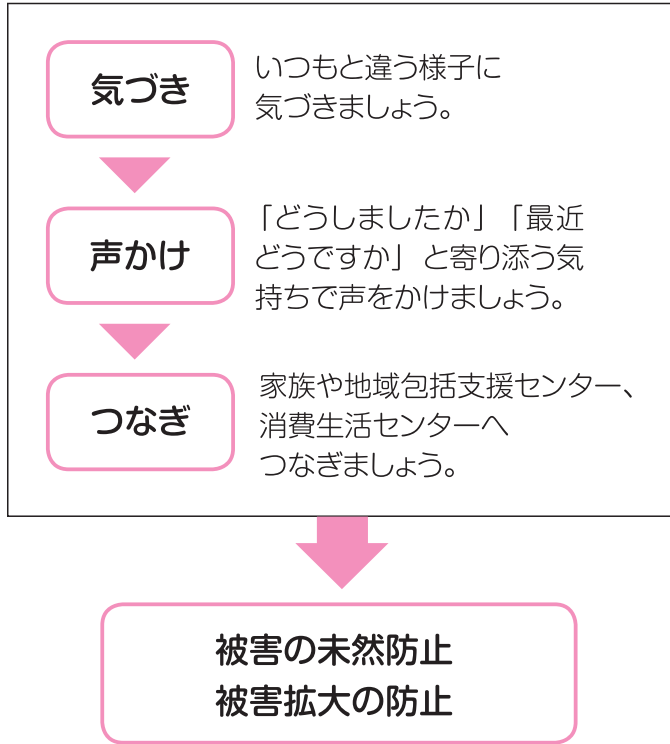
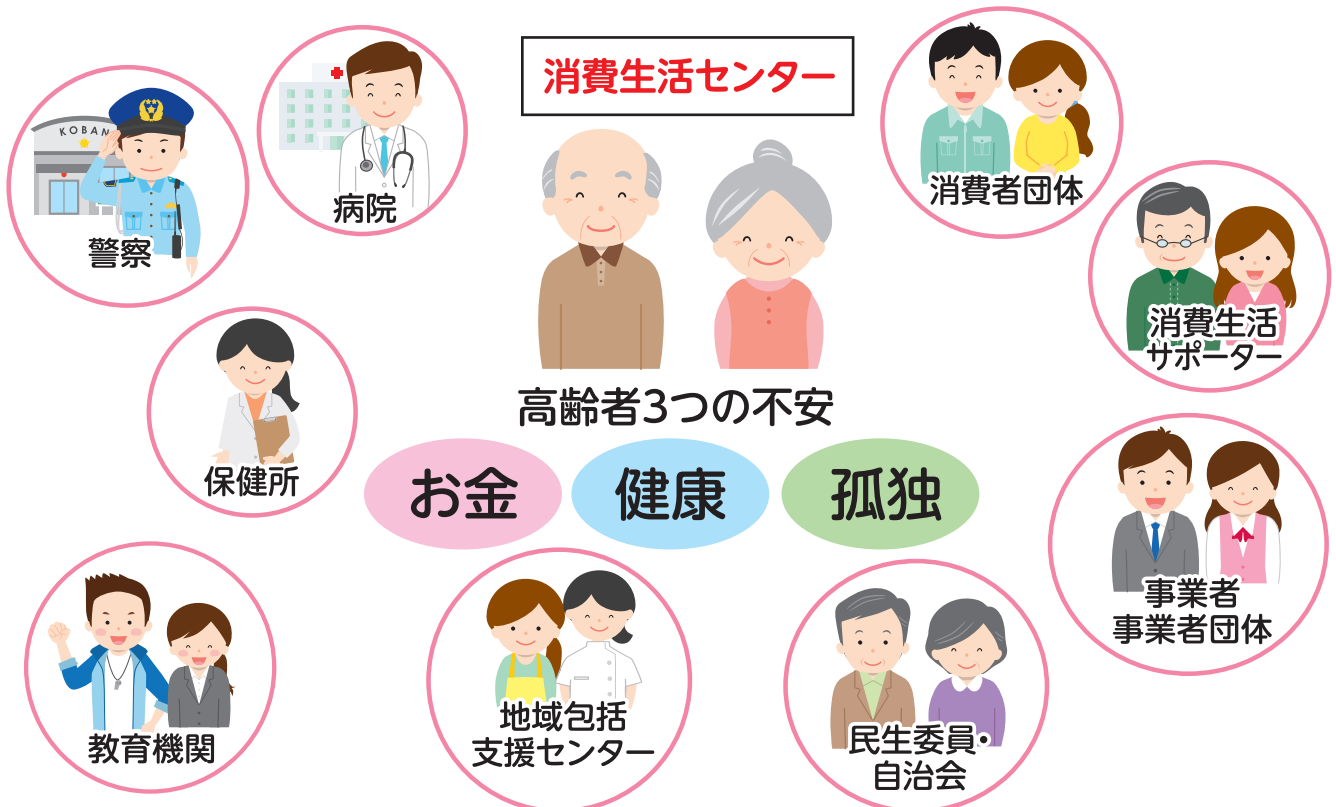


# 地域で防ぐ消費者トラブル

高齢化に伴い、高齢者からの相談が増え、被害額も高額になり深刻な事態となっています。高齢者の消費者トラブルを未然に防止し、拡大を防ぐ必要があり、そのためには家族や周囲の人の協力や連携、地域での見守りが必要です。



## 見守りネットワークのイメージ図



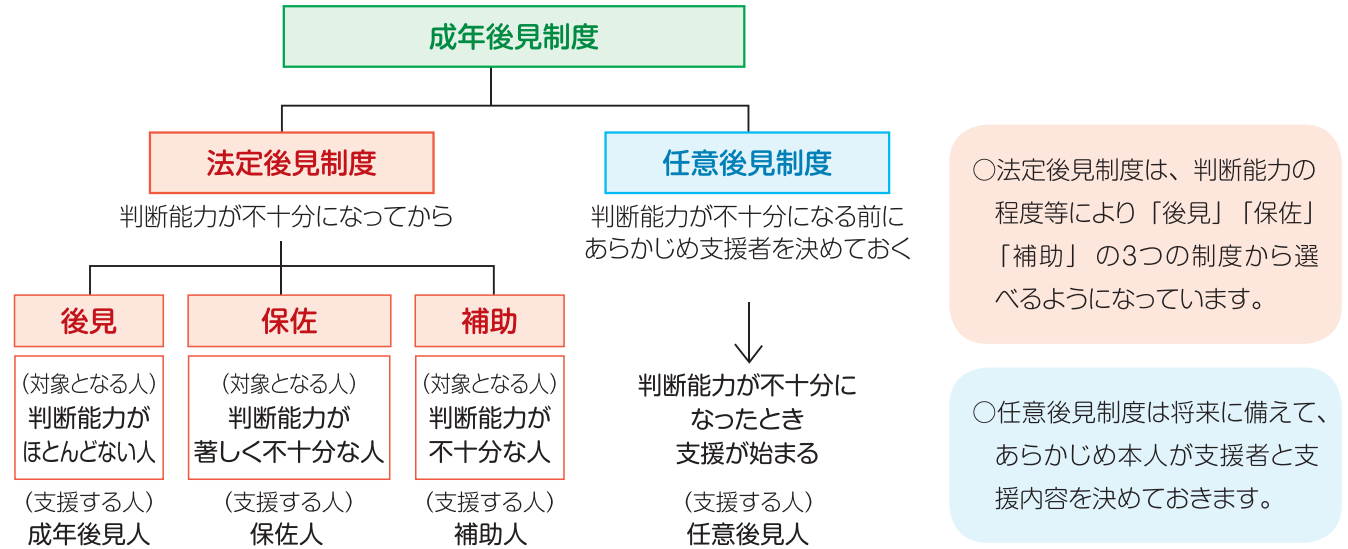
## 成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産や権利を法律面や生活面から保護し、支援するための制度です。家庭裁判所に申し立てることにより選任されます。

### ●主な支援の内容：

財産管理（預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割など財産に関する助言や支援）

身上監護（介護福祉サービスの利用や施設への入所の契約、日常生活の契約支援）



## コラム2 製品事故が起きたら

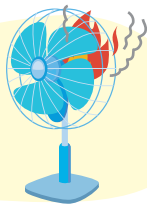
ヘアドライヤー使用中に本体付近で火花が散り手にやけどをした。



石油ストーブ使用中に炎があがった。



扇風機を一日中使っていたら出火した。



自転車のサドルが折れてケガをした。



### ▶製品事故に遭ったら

製品でやけどやけがをしたらすぐに医療機関を受診しましょう。発火・爆発・破損などは写真を撮るなどして証拠を残しておきましょう。消費者庁では事故情報を収集し、必要な場合は注意喚起をしています。ちょっとした被害でも、報告することによって大きな事故を防ぐことがあります。今後の被害拡大防止のためにも**消費生活センター**等に連絡しましょう。

### ▶リコール情報について

リコール情報の多くは、テレビや新聞により報道されます。報道があったときは、自分の身の回りに該当製品がないかどうか確認しましょう。また消費者庁ではホームページで「**リコール情報サイト**」を設けています。